

様式第2（第2条関係）

補装具費支給における誓約書兼代理受領申出書

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する補装具費支給について、当社は次のとおり取り扱うことを誓約します。

- 1 補装具引渡しの際には、補装具費支給券に記載されている利用者負担額を受領し、領収書を発行します。
- 2 補装具費の請求の際には、補装具費支給券に代理受領に係る補装具費支払請求書（兼委任状）を添付します。
- 3 引渡し後、災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的又は病理的变化により生じた不適合、目的外使用若しくは取扱不良等のため生じた破損又は不適合を除き、引渡し後9ヵ月以内に生じた破損又は不適合は、当社の責任において改善します。

ただし、修理基準に定める調整若しくは小部品の交換又は修理基準に規定されていない修理のうち軽微なものについて、修理後3ヵ月以内に生じた不適合等（上記災害等により免責となる事由を除く。）は、当社の責任において改善します。

また、費用徴収において、当社は代理受領を行います。

年 月 日

（あて先）半田市長 様

所在地

事業者名称

代表者氏名

電話（ — — ）